

【小野田南部地区都市公園 および きららビーチ焼野】

【小野田斎場・山陽斎場】

指定管理者を 募集します

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するとともに、経費の節減を目指すもので、本市ではすでに22施設について導入しています。

今回は「小野田南部地区都市公園およびきららビーチ焼野」と「小野田・山陽斎場」について募集します。



きららビーチ焼野



小野田斎場



山陽斎場

募集概要 (詳しくはお問い合わせください)

○施設名	■小野田南部地区都市公園およびきららビーチ焼野	■小野田斎場	■山陽斎場
○所在地	大字小野田字番屋ヶ嶽他	大字小野田 7140 番地	大字厚狭 26 番地の 5
○指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日		
○業務内容	施設の運営(使用許可等)および施設・設備の維持管理等	斎場使用の申込受付, 火葬, 斎場の維持管理等	
○募集期間	10 月 1 日(水)～ 31 日(金)		
○応募資格	募集要項に定める要件を満たす市内の法人・その他の団体		
○選定方法	指定管理者選定委員会において, 選定基準に沿って審査し, 決定します。		
○要項配付・ 問い合わせ先	都市計画課 (☎ 82-1162)	環境課 (☎ 82-1143)	

指定管理者選定委員会の委員を募集します

都市公園および小野田斎場・山陽斎場の指定管理者の選定を行います。

◆応募資格

応募時点で年齢が20歳以上の市民(ただし, 市職員, 市議会議員および指定管理者応募団体の関係者は除く。)

◆募集人数

- 都市公園指定管理者選定委員 3人
- 小野田斎場・山陽斎場指定管理者選定委員 3人

◆応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入し, 秘書行革課へ提出してください。郵送・FAX・E-mailでも構いません。応募用紙は, 市民活動推進課, 秘書行革課および総合事務所地域行政課にあります。

※応募用紙は, 市ホームページからもダウンロードできます。

◆募集期間

10月1日(水)～31日(金) (必着)

◆決定

応募理由等を勘案のうえ選考により決定し, 本人に通知します。

◆会議の開催

- 事前説明会 11月7日(金)
- 指定管理者選定委員会 11月14日(金)

◆報酬

会議1回につき, 1,000円

◆その他

提出書類は返却しません。個人情報については, 山陽小野田市個人情報保護条例第7条の規定により, 適正に取り扱います。

【問い合わせ・申込先】

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市役所 秘書行革課
☎ 82-1135 FAX 84-5963
E-mail: hisho-gyokaku@city.sanyo-onoda.lg.jp